

(案)

短焦点プロジェクタ賃貸借契約書

愛媛県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、次のとおり賃貸借に関する契約を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、この契約書に基づき、別添の仕様書及び個人情報取扱特記事項（以下「仕様書等」という。）に従い、この契約を誠実に履行しなければならない。

2 この契約の締結に要する費用は、すべて乙の負担とする。

（契約の内容）

第2条 乙は、甲に対して、この契約の条項に従って短焦点プロジェクタ（以下「機器」という。）の使用を提供し、甲は乙に対して賃貸借料を支払うものとする。

2 機器は、別紙1「機器明細書」のとおりとする。

（設置場所）

第3条 機器の設置場所及び設置台数は、別紙2「機器設置場所一覧表」のとおりとする。

（契約期間）

第4条 賃貸借期間は、令和8年11月1日から令和13年10月31日までとする。

（賃貸借料）

第5条 機器の賃貸借料は、月額_____円（うち消費税及び地方消費税の額_____円）とする。

2 賃貸借料について、賃貸借期間に1月に満たない端数日を生じた場合には、日割り計算をするものとする。

3 前項の規定による月額賃貸借料の日割り計算は、暦日数により行うものとする。

（保守及び点検）

第6条 前条の賃貸借料には、機器の保守及び点検に係る費用を含むものとする。

2 乙は、甲が機器を常に完全に使用できるよう、その責任において、保守及び点検を行うものとする。

3 乙は前項の保守及び点検を、機器製造メーカーに委託して行うことができるものとする。委託を受けた機器製造メーカーは、甲の承諾を得た場合に限り再委託することができるものとする。

（契約保証金）

第7条 契約保証金は_____円とする。

2 乙は、契約期間終了後、甲に契約保証金の返還を請求するものとする。

3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

※注）会計規則第154条各号に該当する者で免除の場合は、第1項を「契約保証金は、免除する。」とし、第2、3項は削除する。

（賃貸借料の支払）

第8条 乙は、甲の使用した当月分の賃貸借料を翌月10日までに請求するものとする。

2 甲は、前項の請求を受け、適正と認めるときは、これを請求を受けた日から起算して30日以内に支払うものとする。

3 甲は、約定期間内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）第8条第1項の

(案)

規定に基づき定められた政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(機器の引渡し)

第9条 乙は、機器を甲の指定する場所に設置し、ネットワーク環境の設定等を行い、使用できる状態に調整した後、甲に引き渡すものとする。なお、機器の設置時に必要なネットワーク環境等の設定条件については、甲が乙に対し書面で指示するものとする。

2 前項の設置、調整及び引渡しに要する経費は、乙の負担とする。

(機器の管理)

第10条 甲は、機器の使用及び管理については、善良な管理者の注意をもって行うものとする。

2 甲は、機器の使用に際し、乙の提供するソフトウェア以外のソフトウェアをインストールすることができる。ただし、これに伴って発生した障害の責任は甲が負うものとする。

(乙の機密保持)

第11条 乙は、保守等の実施に当たり知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らしたり、又は他の目的に利用してはならない。

2 契約期間の満了その他の理由により機器を撤去する場合において、機器の内部に甲のデータが存在するときは、乙は、乙の経費負担によりこれを全て消去するものとする。

3 乙は、愛媛県情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

4 前3項の規定は、この契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

(保険)

第12条 乙は、機器の賃貸借期間中、乙の名義で機器に保険を付さなければならない。

2 機器に保険事故が発生したときは、保険金は乙が受け取る。

3 乙は、前項の保険金を次の用途に使用するものとする。

(1) 機器の復元又は修理若しくは同種機器への交換

(2) 保険事故により第三者に与えた損害に対する補償

(契約不適合責任)

第13条 甲は、引き渡された機器が品質、規格又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、当該機器の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 甲は、前項に規定する場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次号のいずれかに該当する場合は催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(案)

(損害賠償)

第14条 甲が自己の責めに帰すべき事由により、機器を滅失又は使用不能（修理不可能）の状態に毀損したときは、乙は、甲にその賠償を請求できるものとする。

(甲の解除権)

第15条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(3) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。以下同じ。）又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等（愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）と認められるとき。

(4) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

(6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(8) 乙（ウ及びエにあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）が次のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法

(案)

第 89 条第 1 項若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第 1 項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

エ 刑法第 197 条から第 197 条の 4 までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。

(9) 第18条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。

(その他の甲の解除権)

第16条 翌年度以降において甲の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は当該契約を解除する。

2 甲は、第 15 条に定める場合のほか、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

(違約金)

第17条 乙は、契約保証金の納付がなく、前条第 1 項又は第 2 項の規定により契約が解除されたときは、契約金額を年額に換算した金額の10分の 1 を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 乙が前項の違約金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して支払の日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息を徴収する。

(乙の解除権)

第18条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(機器の返還)

第19条 甲は、賃貸借期間が満了したとき、又は第15条から第18条までの定めによりこの契約が解除されたときは、機器を速やかに乙に返還するものとする。ただし、乙の承諾を得たときは、この限りではない。

2 機器返還時の撤去費用については、乙の負担とする。

(権利の譲渡等)

第20条 乙は、賃貸借期間中に機器を第三者に譲渡しようとするときは、あらかじめ書面により甲の承諾を得た上、甲がこの契約と同一の条件で借入物品を使用できるよう措置しなければならない。

2 乙は、前項に定める場合を除くほか、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承認を得たときはこの限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第 1 条の 4 に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

4 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

(機器の譲渡等)

第21条 甲は、乙の承諾なしに、この契約により生ずる賃借権を譲渡し、又は機器を

(案)

転貸してはならない。

(機器の移動)

第22条 甲は、機器を設置場所から移動する必要があるときは、あらかじめ乙に通知するものとする。

(協議)

第23条 この契約の履行につき疑義を生じた事項又はこの契約に定めない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第24条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争（裁判所の調停を含む。）については、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約の効力の遡及)

第25条 この契約の発注者と受注者の電子署名がともになされた日が第6条の委託期間の開始日よりも後の日である場合であっても、本契約の効力は、当該委託期間の開始日から生ずるものとする。

この契約の成立を証するため、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

令和 年 月 日

甲 松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県
知事 中村 時広

乙 _____

